

ひとり親家庭等医療費助成について R7.4 改訂

1. 助成の対象となる方

次のアからウの全てを満し、下記の条件に該当するお子さん又はひとり親（母親又は父親）の方です。

- ア. 美瑛町に住民登録をしていること
- イ. 健康保険に加入していること
- ウ. 生計を主として維持する方の前年の所得が限度額未満*であること ※1月～7月申請は前々年

【お子さん】

18歳になる年度の末日（3月31日）までのお子さん*で、以下のいずれかに該当する方

- ア. 母親又は父親に扶養もしくは監護されている
- イ. 両親の死亡・行方不明等の理由により、両親以外の方に扶養されている

※18歳～20歳未満のお子さんも、引き続き助成を受けられることがありますが、学生であるか又は親に扶養されていることが条件となります。（別途申請が必要となります。）

※高校生以下^(注)のお子さんは、乳幼児等医療費助成の受給者証を交付いたします。

（注）高校生とは、満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までのお子さんです。

【母親又は父親】

ひとり親家庭の母親又は父親で以下のいずれかに該当する方

- ア. 18歳未満のお子さんを扶養もしくは監護している
- イ. 18歳以上20歳未満のお子さんを扶養している

2. 申請手続き

次のものをお持ちになり保健福祉課福祉係（⑦番窓口）で申請手続きをしてください。

- ア. 健康保険加入を証する書類
- イ. 印鑑 ※本人自署による署名の場合は省略可
- ウ. 在学証明書又は学生証（お子さんが18、19歳の場合のみ）
- エ. 申請者（父又は母、養育者）の方及びお子さんの個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（個人番号カード、通知カード）
- オ. 本人確認できる書類（個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）

3. 助成内容

お子さんは入院・入院外とも、母親又は父親は入院のみ、医療機関にかかったときの医療費のうち保険診療の自己負担額（1割から3割）*1の一部を助成します。

区分	受給者証の表示	医療費の自己負担
住民税課税世帯	親課	1割負担 〔入院 月額上限 57,600円 ※多数該当の場合は 44,400円〕 〔通院 月額上限 18,000円 ※年額上限 144,000円〕 〔訪問看護療養費 月額上限 18,000円〕 ※月額・年額上限を超えた場合は、申請いただくことにより払い戻しが受けられます。
住民税非課税世帯*2	親初	初診時に 一部負担金 をお支払いください。 〔医科 580円〕 〔歯科 510円〕 〔柔整 270円〕 訪問看護療養費 1割負担 ※月額上限 8,000円 ※月額上限を超えた場合は、申請いただくことにより払い戻しが受けられます

※1 次のものは助成の対象となりません。

・入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額 ・健康保険適用外の医療 等

※2 住民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯も非課税世帯の区分となります。

※3 国民健康保険以外の健康保険証（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）をお持ちの方が高額療養費の対象となった場合は、町が各保険者へ高額療養費を請求する場合があります。請求の際には被保険者の方に申請書等をお送りしますので、押印等のご協力をお願いいたします。

4. 医療機関にかかる場合

北海道内の医療機関等を受診するときは「健康保険加入を証する書類」と「ひとり親家庭等医療費受給者証」を医療機関の窓口へ提示してください。

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額認定証」をお持ちの方は併せて提示してください。

※自立支援医療等の公費負担制度が適用される場合は、それらの公費負担が優先されます。

5. いったん医療機関で医療費を支払った場合

健康保険加入を証する書類や受給者証を忘れたときや、補装具の購入などでいったん医療機関に医療費を支払った場合は、申請いただくことにより助成分の払い戻しが受けられます。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑
- ・健康保険加入を証する書類
- ・受給者証
- ・領収書※
- ・口座番号がわかるもの
- ・個人番号が確認できる書類と本人確認できる書類（2. 申請手続きをご覧ください。）

※領収書に受給者の氏名、領収印、総診療費等がないもの（レシート等）は受付けできない場合があります。診療点数が明らかになるものをご用意ください。

また、補装具費用申請の場合は、医師の証明書が必要です。

6. 受給者証の再交付を受ける場合

受給者証を紛失したり、破いたり、汚したりして使えなくなったときは、再交付いたします。

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑 ※本人自署による署名の場合は省略可
- ・破いたり、汚したりした受給者証
- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの

7. 役場へ届出が必要な場合

受給者証の交付を受けた後に、次のような変更があったときは、届出が必要です。

- ア. 住所、氏名が変わったとき
- イ. 加入している健康保険が変わったとき
- ウ. 生計を主として維持する方が変わったとき

【手続きに必要なもの】

- ・印鑑 ※本人自署による署名の場合は省略可
- ・新しい健康保険加入を証する書類（健康保険が変わったとき）
- ・受給者証

8. 受給資格がなくなる場合

次の場合には受給資格を喪失し、その後、受給者証は使用できませんので、役場への届出と受給者証をお返しください。

- ア. 町外へ転出するとき
- イ. 健康保険の資格がなくなったとき
- ウ. 生活保護を受けるようになったとき
- エ. 母親又は父親の結婚、養子縁組などがあったとき
- オ. 所得が限度額以上になったとき

9. 受給者証の更新について <受給者証には有効期間があります>

所得内容が毎年変わるため、受給資格は毎年更新となります。（更新の際には役場からご案内します。）

受給資格が一度非該当になった場合でも、翌年の判定により該当になる可能性がありますので必ず更新手続きを行なってください。

申請手続き・届出等のお問い合わせは・・・

美瑛町役場 保健福祉課 福祉係(1階⑦番窓口)

美瑛町本町4丁目6番1号 電話:0166-92-4338 FAX:0166-92-1115

メール:hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp